

# 令和6年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和6年12月16日（月）午前10時～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 総務常任委員会

令和6年12月16日(月) 10時～

議会委員会室

### 1. 開 会

### 2. 現地視察

### 3. 委員長あいさつ

### 4. 執行部あいさつ

### 5. 議 事

(1)議案第 96号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

(2)議案第 98号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

(3)議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第6号)

(4)議案第110号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について

### 6. その他

### 7. 閉 会



午前10時 開会

◎開会の宣告

○委員長（長津智之君） ただいまより総務常任委員会を開会します。ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

このあと、霞ヶ浦導水石岡トンネル玉里立坑についての現地視察を実施し、午後1時30分より付託議案の審査を行いたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それでは、ここで暫時休憩とします。

午前10時01分 休憩

午後 1時27分 再開

○委員長（長津智之君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。副委員長お願いします。

○副委員長（真家功君） それでは、はじめに、委員長あいさつ。長津委員長お願いします。

○委員長（長津智之君） 皆さんどうもご苦労さまでございます。委員の皆様におかれましては、今日珍しく総務常任委員会で、現地視察ということで、霞ヶ浦導水石岡トンネル玉里立坑の方に視察を行ってまいりました。副市長さんはじめ執行部の方も大変御苦労様でございました。なかなか総務委員会で現地視察というのは、最近なかったですけれども、大変大事な国の事業でございますので、今一度確認ということで、ご協力をいただき大変ありがとうございました。また、ただいまから、この定例会付託を受けた4つの議案に対しての審査、それからその他について、よろしくご協議、ご協力をお願い申し上げます。以上、挨拶といたします。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶としまして、島田市長、お願いいたします。

○市長（島田幸三君） 午前中、玉里立坑の現地視察ということでご苦労様でした。すでに皆さんご案内の通り茨城空港で韓国便が連続チャーターで就航し、また今月24日には中国の上海便が復活するというので、空港もさらに賑わってきています。現在、茨城空港の在り方検討委員会に出席していますが、現状として空港もかなり手狭になっているということです。特に国際便がのところが増便されていることで、かなり手狭で拡張しようということで検討がされ、話し合いをしています。いずれにしても、便数が増えることは、小美玉市にも大変いいことであり検討の中ではこれから空港の増築や或いは駐機場を作ろうということで、いろいろ話し合いをしておりますので引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。今日は、総務常任委員会での慎重なご審議をお願い申し上げまして、一言ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（真家功君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行は、長津委員長にお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 議事に入る前に、12月1日付の人事異動に伴いまして、今定例会から出席となりました高野監査委員事務局長より自己紹介をお願いします。

（自己紹介）

○委員長（長津智之君） ありがとうございます。本日は福島議員、谷仲議員、内田議員が傍聴いたします。本日の議題は、12月13日に付託された議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくをお願いいたします。また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各委員は、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第96号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） それでは、議案第96号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、防犯施設の維持管理に必要な資金を積み立てることを目的とする新たな基金を設置するため、この案を提出するものであります。次のページをご覧ください。別表第1中、小美玉市防犯対策基金の次に小美玉市防犯施設管理基金を加えるものでございます。小美玉市防犯対策基金につきましては、平成19年度に基金を造成し、再編交付金事業で設置した百里基地周辺における防犯灯維持管理費として電気料金に充当しておりました。しかし、本年度で処分が終了となるため、新たに小美玉市防犯施設管理基金を設置するものでございます。

附則で、この条例は公布の日からの施行となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。別表第1の右側が現行、左側が改正案について表記をしてございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） この防犯施設の維持管理ということで、この防犯施設というのは何を指すのかちょっとお聞かせください。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 防犯施設の方ですが、主に防犯灯になります。防犯灯の電気料の支払いに充てる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） その防犯灯は、今、市内に何か所くらいあるのでしょうか。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 防犯灯ですが、小美玉市内で全部で7,583か所で、これは令和5年度末の数字でございます。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第96号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

邊見警防課長。

○警防課長（邊見常之君） それでは、議案第98号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、災害対応車両の整備事業に必要な資金を積み立てるため、この案を提出するものであります。多様化する災害に対応するため、約14mまで伸梯可能なバスケット付ブームを有する多目的消防ポンプ自動車に更新することにより、市内にある5階建て相当の建物への対応や火災時における迅速な対応や救助活動において対応可能とするため、小美玉市災害対応車両基金を設置するものでございます。別表第1中、小美玉市防災対策基金の次に小美玉市災害対応車両基金を加えるものでございます。なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。次のページは、別表第1の現行と改正案について表記をいたしました新旧対照表でございます。説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 消防車両が対応できるのは、15メートル以上って言ったのかな。

○委員長（長津智之君） 邊見警防課長。

○警防課長（邊見常之君） バスケットは、約14メートルまで伸ばすことが可能でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 建物の建築基準法では、小美玉10メートルということで決まっているよね。枠外れたのかな。建築基準法は産業建設の所管かもしれないけども、その辺との絡みはどうなっているのかな。

○委員長（長津智之君） 邊見警防課長。

○警防課長（邊見常之君） 建築基準法との絡みですと、ちょっとお時間をいただき、お調べして後程回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） ありがとうございます。そうしてください。私も曖昧な感触で随分やってきて、10メートルは大体3階建てなんだよね。そんな感覚で私もいたんですけども、こういう防衛施設ができてから変わったのかなとかその辺がちょっとわからない。あと、こういうふうにだんだんも上に伸びるほかないので、建築もどんどん高くできるような方向にした方がいいということ、そういう考えがあります。ですからそれに対応できる車両、設備が大事です。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第98号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 103 号 令和 6 年度小美玉市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 議案第 103 号 令和 6 年度小美玉市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、総務常任委員会所管分につきまして、ご説明申し上げます。

10 ページをご覧ください。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。10 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村助成交付金で、2,541 万 1,000 円の補正増、交付額決定に伴い増額するものでございます。次に、11 款 1 項 1 目 地方特例交付金で、1 億 836 万 8,000 円の補正増、交付額決定に伴い、減収補てん特例交付金を増額するものでございます。次に、12 款 1 項 1 目 地方交付税で 2 億 5,684 万 5,000 円の補正増、交付額決定に伴い、普通交付税を増額するものでございます。11 ページをご覧ください。18 款 財産収入、2 項 財産売払収入、1 目 物品売払収入で、39 万 9,000 円の補正増、公用車の老朽化による売却収入を増額するものでございます。次に、19 款 1 項 寄附金、2 目 総務費寄附金で、2 億 5,000 万円の補正増、ふるさと応援に対する指定寄附金を増額するものでございます。次に、20 款 繰入金、2 項 1 目 基金繰入金で 1,621 万 8,000 円の補正減、うち、総務常任委員会所管分といたしまして、財政調整基金繰入金を歳入歳出間調整のため、7,560 万 6,000 円の補正減、ふるさと応援基金繰入金を 5,000 万円の補正増、合併振興基金繰入金を、健康増進計画策定業務委託料に充当するため、610 万円の補正増をするものでございます。次に、22 款 諸収入、5 項 5 目 雑入で 593 万 1,000 円の補正増、うち、総務常任委員会所管分といたしまして、公衆電話使用料を 5,000 円の補正増、建物災害共済



金を 45 万 5,000 円の補正増、能登半島地震災害援助派遣求償金を 15 万 2,000 円の補正増、その他 16 万円を増額するものでございます。次に、12 ページをご覧ください。23 款 1 項 市債、3 目 消防債で 480 万円の補正減、同じく 6 目 臨時財政対策債で 9,278 万 5,000 円を減額するものでございます。歳入につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。30 ページをご覧ください。一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が 300 万円の増、給料が 104 万円の減、職員手当が 131 万 2,000 円の増、共済費が 125 万円の増、合計としまして、452 万 2,000 円の補正増でございます。職員数は全体で 636 人、内訳として一般職員が 479 人、会計年度任用職員が 157 人でございます。職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございます。今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、育児休業等、職員の長期の休暇取得に伴います、会計年度任用職員の増員による報酬等の増額をお願いするものです。よろしくお願いいたします。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。これより、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては説明を省略させていただきます。職員給与費以外の補正内容について順次説明いたします。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。13 ページをお開き願います。まず、議会事務局所管の歳出について、ご説明させていただきます。1 款 1 項 1 目 議会費でございます。説明欄 3、議会運営費につきましては、合計で 323 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、特別旅費 60 万円、印刷製本費 39 万円、自動車借上料 25 万円、いずれも決算見込みによる減額でございます。委託料 447 万 5,000 円の増額補正につきましては、2 月に実施予定しております台湾新北市淡水区との研修として、友好交流都市視察研修業務委託として計上したものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 阿久津魅力発信課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） 続きまして、魅力発信課所管についてご説明いたします。14 ページをお願いいたします。2 款 総務費、1 項 総務管理費、2 目 文書広報費、説明欄 1 広報活動経費でございますが、需用費の印刷製本費につきましては、入札差金及び広報紙ページ数の削減による執行見込み額から、177 万円の補正減をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 林会計課長。

○会計課長（林 美佐君） 続きまして、会計課所管になります。その下、4 目 会計管理費、説明

欄1 会計管理事務費、13節 使用料及び賃借料につきまして、1万7,000円の補正増をお願いするものです。内容といたしましては、振込口座振替データ伝送システムの回線接続サービス月額基本使用料が11月から料金改定となるための増額でございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田薫君） 続きまして、同じく14ページ、政策企画課所管でございます。6目、企画費の説明欄2、ふるさと寄附金事業につきましては、ふるさと寄附金の増額見込から、関連経費としまして、7節 報償費の事業推進協力者謝礼で8,600万円、11節 役務費の通信運搬費及び手数料で5,742万1,000円、12節 委託料のふるさと納税運営業務代行委託料で1,272万円を各々増額するものです。また、例年参加しておりました、ふるさと納税に関するイベント出展につきましては、参加を見送りましたことにより、関連経費としまして、8節 普通旅費で17万8,000円、10節 需用費で15万4,000円、13節 使用料及び賃借料で16万4,000円、18節 負担金補助及び交付金で55万円を各々減額するものです。

○委員長（長津智之君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） 続きまして、15ページをお開きください。8目 支所及び出張所費、小川総合支所管理経費分でございます。10節 需用費の6 修繕料30万3,000円の補正増。内容といたしましては、小川総合支所の空調設備の冷温水機の配管に水漏れがあり修理をするため、増額補正するものでございます。説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 菊田玉里総合窓口課長。

○玉里総合窓口課長（菊田裕子君） 続きまして、その下、同じく8目 支所及び出張所費、玉里総合支所管理経費37万9,000円の増額補正についてご説明いたします。内容でございますが、10節 需用費、光熱水費で、給水管からの漏水により上下水道使用料が不足したため、5万円の補正増と、14節 工事請負費、給排水設備更新工事費で、玉里庁舎2階の電気温水器故障による更新工事費32万9,000円でございます。説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 消防本部邊見警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。24ページをお開きください。上段になります。9款1項消防費、1目 常備消防費、6 車両維持管理経費10節 需用費燃料費144万2,000円の補正増につきましては、出場数の増加及び燃料単価の高騰によるものでございます。続きまして、9 救急活動経費につきましては、高規格救急自動車の購入事業による財源内訳を補正するものでございます。市債を1,930万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。次に、2目 非常備消防費、1 消防団活動経費、1節 消防団員報酬321万2,000円の補正増につきましては、消防団員の火災出場報酬や訓練及び会議等の参加数が当初見込みから増となったものでございます。続きまして、8節 旅費 費用弁償48万

8,000円の補正増につきましては、消防団員の火災出場や訓練及び会議等の参加者数が当初見込みから増となったものでございます。続いて、3目 消防施設費、1 消防施設整備事業につきましては、耐震性貯水槽設置事業による工事費の財源内訳補正をするものでございます。市債を230万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。消防本部所管の補正予算は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 続きまして、27 ページをご覧ください。12 款 1 項 公債費、1 目 元金で15万円の補正増、同じく2目 利子で504万1,000円の補正増でございます。平成25年度及び平成26年度借入の臨時財政対策債の利率見直しによるものでございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田薫君） 続きまして、同じく28 ページ、政策企画課所管でございます。13 款 諸支出金、1 項 基金費、12 目及び説明欄 1 ふるさと応援基金費でございますが、本年度のふるさと応援に対する指定寄附金の見込額により、2億5,000万円の積立金の増額でございます。以上が総務常任委員会所管の補正の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

山崎委員。

○5 番（山崎晴生君） 13ページの議会費、議会運営費、2月の友好交流都市視察研修で、これ視察の目的、内容、どのような効果をねらったものなのか、そして何人の参加者を想定して、一人当たりどれくらいの経費を見込んでいるのか教えてください。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 目的でございますが、友好交流覚書締結により、当市が新北市淡水区と幅広い分野での交流を図ることから、議会においても友好交流を深め、今後の事業連携と協力を努めるため、視察研修を行うものでございます。予算は20人で計上しておりまして、1人当たり22万3,000円でございます。効果といたしましては、現地の文化や生活の一部に触れ合うことによりまして、今後の交流のあり方について、肌感覚で感じることで産業や経済など、新たなアイデアが生まれると考えております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5 番（山崎晴生君） 公費を使っていくところですので、有効にこの研修をしっかりと努めていければなというふうに思いますので、ぜひ素晴らしい視察になるようよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 他にありますか。鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 10 ページ、12 款の地方交付税に関して質問させていただきます。今回の補正というのは決定額だと思うんですが、昨年比で 1.2 億円地方交付税の交付決定額が減っていると思うんですよ。その理由をお聞かせいただければ幸いです。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 議員のおっしゃる通り、令和 5 年度は52億694万円ということで、今回の交付決定額から比べますと減額に見えますけれども、今後追加交付も予定されておりますので、ほぼ同額程度になるかというふうに考えております。

○委員長（長津智之君） 他にありますか。戸田委員。

○3番（戸田大我君） 私は 16 ページの、細かいことですが、監査事務に係る職員給与費の 389 万 6,000 円の理由と内訳などを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 監査事務費に要する職員経費の増額でございますけれども、こちらにつきましましてはこの当時 2 名の職員で事務をしておりましたが、1 名の方が体調不良により長期の休暇をとってございます。そこで、10月1日付けの職員の人事異動を行います人件費でございます。内訳は給料から全部、この 1 名の職員の人事異動に伴うもので合計になってございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） その方は、どちらかの課から異動されたということですか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 移動元は減額されたということによろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 23ページの常備消防費の先ほどご説明のあった件ですが、ここでは、地方債が1,930万円の増となっております。高規格救急自動車購入事業債が、当初2,640万円から、入札があって、830万円ぐらい、高規格救急自動車購入費が下がったことで、おそらく710万円の補正の企業債の減になっているにもかかわらず、1,930万円の増となっているを計上しているこの内訳について、理由とか内訳について教えていただければと思います。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 今回消防債につきましましては、災害対応の特殊救急自動車の購入事業、

それから耐震性貯水槽の設置事業ということで、事業費に対しての起債額については把握をしておりましたが、単独事業分と補助事業分の内訳が明確になっておりませんでしたので、この部分につきましては、当初予算ではなく補正で対応することとしておりましたことによります。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 私もあんまり詳しくないところもあるので、ちょっとわかりづらかったなというのがあります。こういったケースは、結構年間にはあるんですか。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 今回につきましては、国の補助事業分と単独事業分と内訳が分かれることもありまして、補正で対応するということが当初予算に組み込んでいなかったことですが、大部分につきましては、予算額に合わせまして起債額を組んでおります。

○委員長（長津智之君） 他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

島田消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（島田和彦君） 先ほど荒川委員からの質疑についてご説明いたします。用途地域ですが、低層住居専用地域は高さの制限がありまして、10メートルとなっております。小美玉市では羽鳥地区の一部と小川地区の一部があります。また、下吉影地区ですが、用途地域が無指定のため、高さ制限はございません。説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） はい、わかりました。ありがとうございます。市全体でなっているわけじゃなくて、その地域ごとになっているんだね。合併前は10メートルとっていたから、合併して変わったの

かと思っていた。皆さん知っていたかな。以上です。

○委員長（長津智之君） 次に、議案第110号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

山口市民課長。

○市民課長（山口恵一君） 続きまして、議案第110号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について ご説明いたします。本市では現在、戸籍情報システムを、本市のほか那珂市、つくばみらい市、茨城町及び五霞町を含めた5市町による協議会を設立し、共同で運用しており、戸籍サーバーが設置されたデータセンターの管理事務を、那珂市に委託しているところでございます。この度、国が進めている地方公共団体情報システムの標準化に伴い、全国の戸籍データが総務省の設置するクラウドへと移行され、協議会が解散する運びとなったことから、事務委託の廃止を求めるものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

○委員長（長津智之君） 質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第110号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了いたしました。続いて、その他に入りますが、執行部から説明がある旨、申し出がありましたので、説明をお願いします。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 小美玉市の投票区の再編計画について総務課よりご報告いたします。

内容といたしましては、現在、小美玉市選挙管理委員会では、投票区の再編計画を進めているところでございますが、その進捗状況について、この資料に沿ってご説明させていただきます。

まず初めに、1番の小美玉市の投票所の概況を申し上げます。小美玉市の人口は、平成18年に3町村が合併した当時は5万3,000人を超えておりましたが、現在は5,000人以上減少し、有権者数は約4万人となっております。そしてそれに伴い、人口分布も変化してきております。このような現状を踏まえ、小美玉市の選挙管理委員会委員、4名いらっしゃいますが、令和7年度以降の選挙に向け、投票区の再編を進めているところでございます。市内には40ヶ所の投票所があり、美野里地区に16ヶ所、小川地区に18ヶ所、玉里地区に6ヶ所ございますが、先般執行されました衆議院議員選挙におきましては、すでに玉里地区の投票所を6ヶ所から4ヶ所に集約したところでございます。引き続き、小川地区と美野里地区につきましても同様に統廃合を行い、最終的に市内全体で20～25ヶ所程度に集約する予定でございます。次に、2番の統廃合を行う理由でございますが、ここに5点ほど挙げておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。1点目としまして、本市の行財政改革実施計画において、投票事務の効率化と事務経費の削減が掲げられていること。2点目が、3町村合併前の投票所が現在もなお引き継がれ、未調整のままとなっており、小美玉市の人口分布の現状に見合っていないこと。3点目が、小美玉市の面積及び人口に対する投票所数が、それぞれ県平均より大幅に上回っており、全国的に見ても、投票所数は縮小傾向にあるということ。4点目が、期日前投票者数が年々増加する一方で、当日の投票者数が減少傾向にあるということ。そして5点目、投票所の環境面の整備が求められていること、空調設備やバリアフリー等でございます。以上が主な内容でございます。次に、3番の見直しの基準でございますが、選挙管理委員会では、投票区の再編にあたりまして、基準とする詳細事項を幾つか定めております。その内容につきましては、他市町村の状況と比較しながら、小美玉市の現状に即した基準を設定したものでございます。主な基準を申し上げますと、まず、有権者数が概ね1,000人以下の投票区を統廃合の対象といたします。また、1つの投票区の有権者数の上限は最大でも2,000人台といたします。そして、美野里、小川、玉里地区で偏りが生じないよう、公平性を確保いたします。以上が主な基準でございます。次に、4番の再編後の対応でございます。この再編と併行しまして、現在5ヶ所で行っております移動投票所の増設や、期日前投票所の利用促進など、市民の皆様への支援強化と利便性向上を図るよう検討してまいります。また、再編後におきましても、選挙管理委員の皆様には、来年執行されます茨城県知事選挙や参議院議員選挙の投票結果を検証いただき、今回の再編に是正すべきすべき点があれば再調整し、最終的によりよい投票区体制の構築を目指してまいります。最後に、次のページの5番目、今後のスケジュールでございますが、選挙管理委員会は、毎年6月、9月、12月と3月の月初めに定例で行っておりますが、次回、令和7年3月の選挙管理委員会において再編案を確定させ、そのあと3月議会

定例会の際に決定事項を報告させていただきたいと思っております。また、来年1月から3月にかけて、広報紙等で、投票区再編を行う旨をあらかじめ市民の皆様にお知らせし、その後、4月から6月にかけて、確定した内容を周知し、7月に執行されます参議院選挙から新しい投票区体制で臨めるよう考えております。続きまして、次のページ以降、参考資料として4点ほど掲載してまいりますので、説明させていただきたいと思っております。いま画面に出ておりますのが、今年10月に行われました衆議院議員選挙の結果でございます。投票所ごとにデータが載せてあり、40まで番号が振っておりますが、すでにこのときには、玉里地区2ヶ所が廃止されている状態でしたので、全部で38ヶ所の投票所になっております。真ん中の列の有権者数はそれぞれの投票区の有権者数となっております。その右側が投票者数で、こちらは投票所ごとの期日前と当日投票を含めた全投票者数となっております。その右側の赤文字になっております当日投票の欄が、選挙当日にその投票所にて投票した方となっております。一番右側が投票率となっております。この有権者数と、赤文字の当日投票者というところに着目していただきますと、特にこの当日投票者数が二桁のところですか、100人台、200人台というところが見受けられますが、そのようなところが、調整が必要かと考えております。次のページの資料をお願いいたします。先ほど薄緑色で染まっております投票所を統廃合した結果が、いま表示されているものになります。ここには、新しい投票所が4ヶ所加わっております。この黄色い部分が新しく設置する予定の投票所でございます。一番右側の欄がポスター掲示場の数でございますが、投票所数が少なくなりますとポスター掲示場も減ることになりますので、全部で173ヶ所になります。もともとは267ヶ所ございましたが、今年257ヶ所に減り、更に今回投票所を22ヶ所に減らすことによって、掲示場も173ヶ所に減りますので、その架設撤去に係る委託料も削減できることになります。続きまして、次の資料をご覧ください。こちらの資料は、上の表が茨城県内における小美玉市の投票所の状況でございます。一番上の段が県内44市町村の平均値で、1投票区当たりの面積が5.001平方キロメートル、1投票区当たりの人口が2,007人、投票所数は、31ヶ所が平均数となっております。一番下の黄色の部分が小美玉市で、今回22ヶ所に減らした場合の数値を示しております。そうしますと、1投票区当たりの面積が6平方キロメートルを超え、人口については2,000人を超えます。この数字が大きくなるほど、その市町村の投票所数が少ないということになります。22ヶ所に減らすことによって、小美玉市は県の平均数よりも少ないことになります。続きまして、その下の表になります。こちらは、今回の衆議院議員選挙で、玉里地区の投票所を2ヶ所減らしましたが、それが投票率にどう影響しているかを見るための表でございます。過去6回の選挙を記載しておりますが、投票者合計欄は投票した人数の合計、その右側が玉里地区の投票者数でございます。全投票者の中で、玉里地区にお住まいの方がどれぐらいいるのか、玉里地区の人数が占める割合を一番右に表しております。このデータを見る限りでは、玉里地区の投票所を6ヶ所から4ヶ所に減らしたことに



より、大幅な投票率の増減は見受けられないと見ております。続きまして最後の資料になります。こちらは過去6回の投票の結果でございます。当日投票と期日前投票と移動式投票、それぞれの合計を記載しておりますが、期日前の欄をご覧くださいますと、選挙のたびに人数が増加していることがわかります。その下の移動式投票につきましても、令和4年の県議選から始めまして、当初3ヶ所で行ってございましたが、今回の衆院選では5ヶ所に増やして行いました。この移動式投票所につきましては、市民の皆様から大変好評を得ており、今後更に充実させていく予定でございます。以上が、小美玉市選挙管理委員会で進めております投票区再編に関する報告でございます。総務課からは以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。せっかくの機会ですので、何か確認や質疑等あれば、お願いします。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 説明ご苦労様でした。今まで、小川地区と玉里地区の状況がわからなかったけれども、この表を見て、美野里地区もやっぱり検討が必要だなと感じました。前に地元も新しい住宅が増えたときには、とりあえず2つに分けたりしてやってきたんですね。いろいろこの導入に関してはいろんな話を聞かされたり、検討してきたことは事実なんですけど、この表を見たときにやっぱり私ども納場地区も、これから先も考えた場合には、こういう状態にしなければならないと思います。小学校に集約するとかが必要だと思います。そういうことで一番、ちょっと言ったけれども、とにかく報酬も払わなくちゃならない。費用対効果を考えなければならないよね。以上です。

○委員長（長津智之君） ご意見ということで答弁は結構でございます。その他、執行部からありますか。委員の皆さんからその他で何かありますか。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） 私の方から、今回の定例会に市長から専決事項ということで報告のあった10月の衆議院選挙の費用の内訳などが、補正予算で出ておりましたが、それについてちょっと確認したいなと思ひまして、よろしく申し上げます。今回の補正予算案の費用の内訳ですが、令和6年の衆議院選挙と昨年度に行われた市議会議員選挙の同じ項目で、費用の差があったりするので、そのあたりの理由や根拠とか、大まかでいいので教えていただきたいと思ひます。目的としては、今後、投票所の改変とか、改革していくと思うんですが、国と市の選挙の違い、それから、掲示板削減とか、巡回投票所の増設、投票弱者の送迎など、改善が見込まれておりますが、こういった選挙執行にかかる予算の内訳を確認しておきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） ただいまの件ですが、定例会初日に市長から、地方自治法第179条第1

項の規定により、補正予算の専決処分を行った旨、きちんと報告がありました。ただし、所管課もせっかくここにありますので、戸田委員からのただいまの質疑に対し、説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） ただいまのご質問にお答えいたします。昨年の市議選と今回の衆院選で、大きく異なる点を簡単にご説明申し上げます。まず、期日前投票に関する報酬につきましては、昨年の市議選では期日前投票が6日間ございましたが、今回の衆院選では11日間に増えていますので、2倍近い日数を要しております。期日前の投票管理者報酬及び投票立会人報酬はそのような理由で増加しております。職員手当につきましても同様に、期日前投票期間が増えたこと、また、投票所は合計38ヶ所ございますが、投票用紙が前回の1枚から、今回は3枚に増えているため、投票用紙を交付する係を1名増員しこと。更に、開票作業につきましても、やはり投票用紙が増えていますので、今回は職員数を増員して対応したということ、これらの理由から100万円ほど職員手当が増えています。そのほか異なる点としまして、通信運搬費、郵便料でございますが、例えば昨年1通62円であった郵便料は、81円に値上がりしており、全体的にも前年比約1.3倍に郵便料金が上がっているため、支出額合計は60万円ほど増えています。次にポスター掲示板の設置撤去委託料でございますが、今年と昨年で大幅に異なっております。昨年は1,100万円ほど支出いたしましたが、その内訳としまして、約半分の570万円ぐらいが材料費で、残り半分が、人件費、手間賃となっております。掲示板は、昨年の市議選では3段式27枠の板でしたが、今回の衆院選では2段式8枠ですので、板のサイズは3分の1程度になり、材料代は400万円ほど下がっております。それに伴いまして、掲示板を取り付ける費用も、野立ては1ヶ所につき22,800円が13,700円に、塀取付は11,000円が6,000円に、フェンス・ガードレール取付は18,200円が6,700円、というように、人件費・手間代ともに大幅に下がっております。また、掲示板の運搬につきましても、板のサイズが大分違いますので運搬車両の台数も異なります。それらの理由から、昨年に比べて半分以下の委託料となりました。最後にもう1点、投開票事務の補助業務委託料でございますが、人材派遣会社に投票事務の一部を委託しており、期日前投票所と移動投票所で、出入口のところでの案内係1名と、投票用紙を交付する係2名、合計3名を委託いたしました。昨年の市議選では合計2名でしたが、今回の衆院選につきましては、投票用紙が2枚増えていますので、投票用紙交付係を1名追加したものでございます。更に、期日前投票の期間が6日から11日に増えているため、委託日数が約2倍に増え、人数が1.5倍、合わせますと概ね3倍ぐらいの委託金額になり、71万円から217万6,000円に増額となっております。大きなところは以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 詳細にご説明いただきまして、本当にありがとうございます。

よく内容がわかりました。ありがとうございました。

○委員長（長津智之君） 委員の皆さんからは、他にありますか。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 今回の話ではないのですが、今の臨時国会で給与法の改正の方やっております。今後はどういうスケジュールでどのぐらいのお金になるか、今年度どういうスケジュール、実際の補正予算、どんな感じになるのか教えてください。今わかる範囲で結構です。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。簡潔明瞭をお願いいたします。

○人事課長（高野雄司君） 今議員おっしゃる通り、国で審議中でございます給与法、こちらは国の人事院勧告に基づきまして、例年、改正が行われるところなんですけれども、小美玉市といたしましては、毎回、12月の定例会において、上程させていただいておりましたが、鬼田委員おっしゃるように、国会の方で現在も審議中でございますので、可決された後、令和7年の第1回定例会3月に小美玉市職員の給与条例の改正並びに特別職、任期付職員と合わせて、議案の方を上程させていただく予定ですね、準備を進めております。今現在でそちらに係る増額の給与費につきましては、約7,000万程度となっております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 前回の補正で、女性消防職員を採用するにあたってのリフォームに関する補正があったと思いますが、今工事の進捗はどうなっていますか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまのご質問にお答えいたします。現在設計段階に入りまして、今後、入札もしくは随意契約等になるか、今現在、参考見積もり徴取で3月末までには終了させるよう計画しております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 他によろしいですか。

ないようですので、ここで終わりにいたします。最後に、視察研修報告書ですが、お手元の報告書案の通りまとめております。内容をご確認をいただき、修正等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それではこの内容で報告書を提出いたします。最終日の全員協議会において私からも研修報告をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは本日の審議及び協議はすべて終了いたしました。

副委員長お願いします。



◎閉会の宣告

○副委員長（真家功君） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後2時30分 閉会